

独立行政法人教職員支援機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (第5期中期目標)

平成29年3月21日

文 部 科 学 省

※「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日法律第87号）に基づき、平成29年4月1日より「独立行政法人教員研修センター」から名称を変更。

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1.	<u>学校教育関係職員に対する研修</u>	1
(1)	実施する研修の基本的な内容	
(2)	研修の目標とする成果の指標	
(3)	研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入	
(4)	研修の廃止、縮減、内容・方法の見直し	
2.	<u>公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言</u>	3
3.	<u>学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</u>	5
(1)	都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助	
(2)	教職大学院等との連携	
(3)	機能強化・組織見直し	
4.	<u>学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</u>	6
5.	<u>免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務</u>	7
6.	<u>教員資格認定試験の実施に関する事務</u>	7
IV	業務運営の効率化に関する事項	7
1.	経費等の縮減・効率化	
2.	間接業務等の共同実施	
3.	予算執行の効率化	
V	財務内容の改善に関する事項	8
1.	自己収入の確保	

2. 固定経費の節減
3. 財務内容等の透明性の確保

VI その他業務運営に関する重要事項 8

1. 長期的視野に立った施設・設備等の整備・管理の実施
2. 人事に関する計画
3. 内部統制の充実・強化
4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

※ 下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人 教職員支援機構 第5期中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが重要である。

また、新しい時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせるためには、「何を教えるか」のみならず、「どのように学ぶか」を重視することが必要であり、その教育を実践できる教員の養成・確保が急務となっている。

教育再生実行会議第7次提言（平成27年5月14日）において、「国は、（中略）養成・採用・研修の各段階を通じた教師の資質・能力の開発・向上に、これまで以上に積極的な役割を果たすことが必要であり、地方公共団体、大学等における取組を体系的、総合的に支援するための拠点を整備する」ことが提言されている。

さらに、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日）においては、教員研修センター（以下「センター」という。）について、「各地域における教員研修施設や教職大学院などの大学等とのネットワークを構築しつつ、教員の各キャリアの段階を通じた資質能力向上に関する調査、分析、研究開発や情報の整理、収集、提供等を担う全国的な拠点として機能強化を図る」ことが提言されている。

これらを踏まえ、独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）が改正され、平成29年4月1日より独立行政法人教職員支援機構が設置された。

機構は、これまでの研修事業、研修に関する指導・助言・援助事業に加え、以下の①～④の業務が追加され、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として機能強化が図られた。

- ① 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- ② 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及
- ③ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務
- ④ 教員資格認定試験の実施に関する事務

文部科学省の政策目標では、「確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」（政策目標２）を定め、そのための施策目標として、「魅力ある優れた教員の養成・確保」（施策目標２－６）を定めている。

上記の目標を達成するため、機構は教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上をミッションとしている。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（以下「平成 25 年閣議決定」という。）で示された「センター業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」等を踏まえ、機構の事務及び事業の遂行に当たっても、政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。

（別添）政策体系図

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

（１）実施する研修の基本的な内容

国として実施する責務を有する研修は、以下の①～④とし、機構は研修の実施について中期計画で定める。

中期計画の策定に当たっては、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図ることとし、そのための具体的な工程を早急に策定し、それに沿って着実に実施するものとする。

また、毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、人数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

なお、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進める。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修
- ② 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする以下の研修

- ・学校のマネジメントを推進する指導者養成研修
- ・生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修
- ・グローバル化に対応する指導者養成研修
- ・体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導者養成研修
- ・喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修

③ 地方公共団体単独での実施が困難な研修については、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する。

④ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

(2) 研修の目標とする成果の指標

研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

① 研修は、演習・協議を中心とし、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする（教職員等中央研修参加率実績：平成23年度＝85.1%、24年度＝92.9%、25年度＝89.8%、26年度＝90.3%）。

② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（教職員等中央研修有意義率実績：平成23年度＝99.9%、24年度＝99.8%、25年度＝99.7%、26年度＝99.7%）。

③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（教職員等中央研修成果活用率実績：平成23年度＝94.4%、24年度＝88.5%、25年度＝95.7%）。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、(1)①の研修については85%以上から、(1)②の研修については60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（また書き以降の部分については、平成29年4月から実施）（教職員等中央研修校内研修活用率実績：平成23年度＝85.2%、24年度＝72.6%、

25 年度＝65.1%、26 年度＝86.9%）、（喫緊の重要課題指導者養成研修校内研修活用率実績：平成 23 年度＝48.4%、24 年度＝40.6%、25 年度＝39.2%、26 年度＝62.7%）

（３）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図る。

また、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に研修を行う。

（４）研修の廃止、縮減、内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因等について不断に検証し、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、研修の廃止等の検討に当たって必要となる、見直しの必要性を判定するための基準等について、中期計画において定める。

【重要度：高】

新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等への成果活用状況を新たな指標とし、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（平成 29 年 4 月から実施）

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を参酌し、指標を策定するが、機構は、任命権者の指標の策定に資するよう、平成 29 年度に専用の相談窓口を設け、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言を行うとともに、全国の指標の先進事例を提供するデータベースを平成 30 年度以降に作成・運用する。

【重要度：高】

指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質を明確化するものであり、指標を策定する任命権者に対し、機構が有する知見やネットワーク等を活用し

た専門的な助言を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

① 教員等への指導、助言

オンラインによる研修機会の提供、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。オンライン研修については、中期目標期間に全ての指導者養成研修に関する研修教材を提供することを目指し、教職員の自発的な研修を促す環境作りに寄与する（平成27年度までの実績：なし）。

② 教育委員会等への指導、助言

・教育委員会と大学等との連携促進

毎年度、教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、大学と教育委員会が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、機構、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。

・研修講師や研修手法の提供

毎年度、機構が行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修への機構職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。

・研修情報の収集・提供

毎年度、教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンラインによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。

・研修施設・設備の提供

毎年度、利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。

③ 教員等の資質向上のための援助

教育長等を対象とする会議、研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。

また、アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研究協議等を行う会議を開催するほか、平成29年度までに研修プログラムモデルを構築する。当該プログラムモデルについて、教育委員会等への周知を図り、各教育委員会主催の研修への反映を促すほか、機構実施の研修にアクティブ・ラーニングに係る指導方法等に関する講義・演習等を導入し、平成32年度から本格実施見込みの新学習指導要領の円滑な実施に寄与する。

（２）教職大学院等との連携

教職大学院などの大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援するため、以下の事業を行う。

① 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院やその院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。そのため、教職大学院等との連携協力を拡大・充実し、中期目標期間に、全国の半数以上の教職大学院と連携協力協定を締結する（平成 27 年度までの実績：2 件）。

② 教職大学院の教員等に対する支援

毎年度、教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③ 教職大学院等と教育委員会との連携の促進

毎年度、教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。

【重要度：高】

都道府県教育委員会等が行う研修に対する指導・助言・援助を効果的に行うとともに、オンライン事業等の新たな取組により、教員研修のネットワーク化、ダイレクトアプローチを進展させること、また、機構が全国的な拠点として、教職大学院等と連携協力することは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

【難易度：高】

「アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデル構築」は、新学習指導要領（平成 32 年度から本格実施見込み）を円滑に実施するために、新たな学びに関する調査研究を踏まえて、学校種ごとの研修プログラムに整理・網羅する必要があること、また、教職大学院との連携協力の促進は、初等中等教育と高等教育機関の協働の実施という従来にはない新たな取り組みであるため。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（平成 29 年 4 月から実施）

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行う。

教員の大量退職や大量採用、学び続ける教員の育成、新しい学習指導要領への対応な

どの学校を取り巻く環境変化を踏まえ、教員採用試験の共同実施や学校経営におけるタイムマネジメントに関する調査研究などを中期目標期間中に4件程度実施する。調査研究の実施に当たっては、機構が主体となり、大学や教育委員会、都道府県・指定都市・中核市等の教員センター、民間教育事業者等と連携する。

調査研究の成果については、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、調査研究の成果を普及するため、教職員の資質向上に関する資料や調査結果等に関するデータベースを平成30年度以降に作成し、教育委員会、大学等はもとより広く一般にも公開し、教職員の資質の向上に寄与する。

【重要度：高】

今後、養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務（平成30年4月から実施）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（平成30年4月から実施）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）を踏まえ、文部科学省及び大学と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成及び試験実施に関する事務を確実に行う。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、平成25年閣議決定を踏まえ、既存事業の見直し、調達等の合理化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費（新規に追加される業務による支出増を除く。）についても毎事業年度において、対前年度比1%以上の効率化を図る。ただし、新規追加した業務の予算については、別途、1%以上の効率化を図ることとする。

なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

2. 間接業務等の共同実施

平成 25 年閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構及び機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に 15 業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。（前中期目標期間実績：8 件）

3. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化、寄附金等により自己収入の確保を図る。

また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

研修・宿泊施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

3. 財務内容等の透明性の確保

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備等の整備・管理の実施

（1）施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営

については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設・設備等の整備を進める。

(3) 機構の保有する研修施設について、その有効利用の促進のため、平成 28 年度からホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進するとともに、貸出対象の民間団体等への拡大、貸出可能時間の延長を行うこととする。また、保有の必要性について不断の見直しを行う。

特に、運動施設については、受講者の利用等を含めた稼働日数を把握し、地域のスポーツ施設又は多目的施設等として有効に活用するため、近隣の市町村等への周知を行うとともに、ホームページを通じて貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を積極的に図るものとする。

研修施設の稼働率については 90%以上、宿泊施設の稼働率については 60%以上を維持する（平成 26 年度実績：研修施設稼働率＝93.5%、宿泊施設稼働率＝61.6%）。

運動施設の稼働率については中期目標期間中に 50%以上を目指す。（平成 28 年度上半期実績：運動施設稼働率＝40%）（運動施設の稼働率については、平成 29 年 4 月から実施）

(4) 研修・宿泊施設の維持・管理について、「公共サービス改革基本方針」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、平成 29 年度から、官民競争入札による落札業者に委託して実施する。

2. 人事に関する計画

機構は、平成 25 年閣議決定を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、その検証結果や取組状況を公表する。

また、教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、職員の専門性を高めることを目的として、各職員の担当業務、経験及び専門性等を考慮し、それに見合う所内及び所外の研修会への参加機会を拡充するとともに、職員の計画的な採用及び育成を行う。

3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用に努めるとともに、内部統制の充実・強化のための仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果に基づき、当該仕組みの不断の見直しを行う。また、内部統制に係る職

員研修を定期的実施し、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営についても、内部統制の仕組みのもと、内部監査等によるモニタリング・検証を実施し、その適正に資するとともに、定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。